

第8日

令和3年9月7日（火）

午前10時零分開議

○議長（半田雄三君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

一般質問に入ります前に、昨日の佐々木議員の一般質問に対する答弁について、執行部から訂正の申出がありましたので、発言を許可いたします。

教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 昨日の佐々木議員の一般質問の答弁において、誤りがございましたので、訂正いたします。

令和2年度の朝倉市立学校衛生推進者会議を開催したか否かの質問について、「開催していない」と答弁しておりましたが、実際には、令和3年2月15日に開催しておりました。訂正してお詫び申し上げます。

また、その質問の中で、「令和元年度も開催されていないと聞いた」との御指摘がありましたが、令和元年度は7月4日に開催しておりましたので申し添えます。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 佐々木議員、よろしいでしょうか。

ただいまの執行部からの発言のとおり、訂正することについては、議長において許可をいたします。

それでは、日程に従い、6日に引き続き一般質問を行います。

3番北川清文議員の質問を許可します。3番北川清文議員。

（3番北川清文君登壇）

○3番（北川清文君） 皆様、おはようございます。3番議員の北川清文でございます。

本日はお忙しい中、来場いただきました皆様、またインターネットで御覧いただいている皆様、ありがとうございます。

今回の一般質問は11名で、私が最後の質問者となりました。

コロナ感染状況もままならぬ中に、1年延期にされました2020東京オリンピック・パラリンピックも行われました。

私自身、選手の皆様から熱い感動とみなぎる勇気をいただきました。

今後は、コロナ収束と経済回復に向け、いい方向に進んでもらうことを願うばかりです。

これよりは通告書に従い、質問席にて続けさせていただきます。執行部の皆様方におかれましては、明解な答弁をよろしく願いいたします。

（3番北川清文君降壇）

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） それでは、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、1番、GIGAスクールにおけるタブレットの活用について。

（1）の子どもたちのタブレットの活用についてお尋ねをいたします。

GIGAスクール元年とも呼ばれる本年度がスタートして、約4か月が過ぎたところです。

1人1台端末及び高速大容量通信ネットワークのタブレットの配備が終わり、本格的な活用をされていることと思いますが、子どもたちはどのようにタブレットを活用しているのか、子どもたちの現状を確認させてください。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 全体な授業における状況としましては、教育用アプリケーションの利用において、平均して全授業に対する3割程度の利用が行われております。

4月段階では、登校日数に対する利用率は1割強でありましたが、6月を迎えておおむね3割に進展しております。

学校現場では、試行錯誤をしながら、タブレットの活用に徐々に取り組んでいるという状況でございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 今後はどのように進められていくのでしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 今後ですが、授業だけではなく、家庭学習においても活用が進むようにしていきたいと考えております。

積極的に家庭に持ち帰り、試験的ではありますが、双方向型の学習支援を行っている学校もあり、そうした学校では手応えを感じている声も上がっております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 学年によって違いがあるかと思いますが、小学校、中学校での活用をお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 学年での使い方の違いというお話ですが、小学校低学年では、タブレットのカメラ機能を利用して、屋外での観察や自分のノート、授業で作成した作品などの記録を取るといった活動が多く、高学年では、文字を入力するタイピングの練習やインターネットを活用した調べ学習。そして、そのまとめ、計算練習などに活用しています。

ある小学校では、オンライン会議機能を利用して、これも試験的なものですが、他校と双方向型の交流授業を行ったとも聞いております。

中学生では、スライドを作成し、プレゼンテーションを行い、交流活動を行っています。

中学生となると、ITスキルに差がないため、教科による内容の違いはありましても、1年生と3年生でやることに関しては、大きな違いはないと聞いております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 先生方の研修体制は、どのような状況でしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 教員の研修についてですが、7月から8月にかけて、タブレットの機器操作研修、遠隔授業用のソフトの操作、活用の研修を教壇に立つ教員全てを対象として行ったところであります。

また、セキュリティーとリテラシー、プログラミング、授業デザインといった研修も併せて行っており、今後、そうした知識を取り入れながら、新しい授業の在り方について、検討と実践を重ねていけるよう取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） ありがとうございます。頑張っていたきたいというふうに思っております。

続きまして、(2)のリモート授業についてお尋ねをさせていただきます。

今、コロナ感染状況も猛威を振るって、収束がつかない状態にあります。感染症や災害時で長期休校をせざるを得ないときの対策として、リモート授業をしなければならない状況になった場合、果たしてリモート授業ができる状態にあるのでしょうか。リモート授業は行われているのか。今後活用できるのか、お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） リモート授業についてでございます。

タブレットを導入した本年2月に秋月中学校において、教室間をつないだリモート授業を試験的に行いました。その後、卒業式、入学式などの行事の折に、各校で生徒、保護者等が密に集合することを避け、現場と家庭をつなげるオンライン行事を実施しております。

こうした経験を踏みながら、今回の緊急事態宣言を受け、8月24日から遠隔で授業を行った学校もあり、現場ではかなり手応えを感じているという話も聞いております。

現段階では試験的な範囲となっておりますが、今後とも研究と実践を進めていきたいと考えております。

また、大規模な災害に見舞われたときに活用できるかというお話ですが、活用できるかという視点におきましては、活用できるように、今後努めていきたいと考えております。そのためにも、技術的な課題はもちろん、教員のICT活用能力の向上や教育課のサポート能力向上が課題になるものと考えております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 授業以外では、どのように活用されていますでしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 授業以外の場面の活用の方法です。

全児童生徒に配付が済んでいるタブレットの活用については、授業だけではなく、授業以外の場面でも広がっております。

現在は、コロナ禍の状況に対して、リモートで朝の会、帰りの会、その他のミーティングを行ったり、課題を示して答え合わせをしたりなどといった運用が始まっております。

教員のスキル格差や通信容量の不足する場面があるなど、クリアできていない問題もありますが、教員を対象にタブレットを活用した授業づくりの研修を実施したり、通信設備の補強を検討したりしているところでございます。

今後、タブレット活用をさらに充実させることができれば、学校内はもちろん、学校外でも、学びを保障できる機会を増やしていけるということになり、大変有効であると考えております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 全ての子どもたちに質の高い教育を保障するために、果たす役割を考え、時代に応じた教育を指導していただきますよう、切にお願いいたします。

続きまして、2番の学校安全推進計画についてお尋ねをいたします。

学校安全推進計画は、東日本大震災後の平成24年に初めて策定されたと聞いております。5年間にわたる施策をまとめたもので、本年度は第2次計画の最終年度に当たると聞いておりますが、朝倉市においては、学校安全推進計画課題はどのような内容で進められているのかをお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 議員、御指摘がありましたとおり、第2次学校安全の推進に関する計画は、平成29年度に策定され、全ての児童生徒が安全に関する資質や能力を身につけること、学校管理下における事故に関し、重篤な事案を減らすことを目的とされております。

具体的に各学校では、安全教育指導計画を作成し、安全な生活を送ろうとする態度や能力、自他の生命の尊さの理解、危険回避する判断力や行動力の育成に努めております。

年間の教育活動の中で、登下校の仕方や自転車の乗り方、長期休業中の決まりの遵守、火事や地震からの避難など、全教育活動の中で、子どもたちに安全活動を実施しております。また、学校は毎月1日を安全点検の日と定め、用具や施設の点検を行っております。

さらに、子どもたちの安全確保のために、教職員やPTA、地域コミュニティで組織的に防犯パトロール、交通指導、危険箇所点検、子ども110番の協力依頼等を行い、安心安全な学校生活を送れるようにしております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 新型コロナウイルス感染症対策と安全対策の両面をはじめ、学校、

家庭、地域、関係機関団体の連携などを論点としつつ、第3次計画の作成についても、よろしく願いいたします。

では、続きまして、3番の安全・安心な学校生活についてお尋ねをいたします。

皆さんも記憶にあると思いますが、平成13年6月、大阪教育大学附属池田小学校で発生した8人の児童が亡くなり、13人の児童と2人の教員が怪我を負った殺傷事件から20年がたちました。

安全とされていた学校で発生した悲惨な事件に、国民は強い怒りとともに、不安を抱きました。

文科省は、同年6月に幼児、児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関して、緊急に対応すべき事項について通知を発出し、さらに翌年12月には、学校の不審者侵入時の危機管理マニュアルを公表し、再発防止の徹底を図りました。

附属池田小学校事件を教訓として、学校の安全管理の見直しも徹底されたことでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。学校は、不審者に対してはどのように対応をされようとしていますでしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 学校に不審者が出た場合の対応でございますが、学校全体で行う避難訓練の一つに、不審者避難訓練を実施しております。

警察と連携し、不審者に扮した警察官が実際に学校内に侵入して、職員の初期対応、全校児童生徒への連絡、全校避難の流れで訓練しております。

また、日常の対応として、校門の閉門、来校者の玄関での確認、名札の着用、来校者の記名を行っております。

確認できなかった来校者へは、職員による声掛けを行い、安全確認を行っております。

一部の学校では、防犯カメラの設置を行っております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 最近、5月、6月にも、朝倉市内で数件の不審者事案が発生しています。朝の登校中に発生しています。朝の登校中に男から声を掛けられ、女子児童が無理やり車に乗せられそうになりました。また、同じ日に路上で、自転車に乗った下校中の男子生徒が男から声を掛けられ、だまして連れていこうとされました。

このような事案が発生しています。両方とも生徒は無事でよかったです。

学校、教育委員会、警察はどのような連携の対応をされていますでしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 本年5月の事案についてですが、登校中の小学生女兒が、不審者と思われる男から声を掛けられる事案が発生しております。

学校に逃げ込んだ女兒が職員室の教職員に連絡し、教育委員会と警察に通報しました。その後、警察から教育委員会に連絡があり、市内の学校に至急事案のことを知らせ、児童

生徒への注意喚起をしてほしい旨の依頼がありました。

そこで、教育委員会は、小中学校、幼稚園に連絡する中で、地域、保護者の協力を得ながら、地域を挙げて、子どもたちの安全確保をするように指示をしました。

翌日、別の地域で同じような声掛け事案が下校中の男子中学生に起こり、前日の事案を知っていた中学生本人は、落ち着いた対応を取ることができました。地域の連携プレーも見られたところです。

以上のように、児童生徒の危機意識を高め、学校、教育委員会、警察、地域コミュニティ、保護者の連携を取りながら、安全確保に努めているところです。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 子どもたちはやっぱり地域全体で見守っていかなければならないというふうに思っております。

続きまして、（1）コロナ感染防止対応についてお尋ねをいたします。

今は、デルタ株といった感染力の強いウイルスも出ていると聞きます。

以前は、高齢者の方が感染しやすいということでしたが、ワクチン接種の効果もあってか、若い方の感染者が急増しているようです。また、10歳代の子どもたちへ感染して、逆に、子どもたちから大人への感染と勢いは止まることなく、感染の猛威を振るっています。

学校生活の中では、子どもたちはよく学び、そして、よく遊びます。

遊んだ後の手洗いは大事なことですが、手洗い場での水道蛇口等は手に触れてしまい、菌を拾い、また菌を付着させるような感じではないかと思われませんが、蛇口センサーは感染予防対策の一つとして、効果があるのではないかと思われませんが、学校現場での蛇口は各手洗い場、トイレ等、現状はどうか。また、どう思われるかをお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 蛇口センサーについてです。

まず小学校においては、児童が普段使う場所にセンサーつきの蛇口はない状態であり、多目的のトイレが設置されている学校のその蛇口にセンサーがついております。

次に、中学校ですが、十文字中学校のトイレ手洗い場のみにセンサーがついております。

これは、令和元年度に先行して切替えたものであり、それ以外にはセンサーがついておりません。

蛇口の自動化については、コロナ対策の一環としても必要性を感じており、現在、内部にて設置に向けての協議を重ねているところであります。以上です。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 設置のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思っておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大が進む中、萩生田文部科学相は、新学期を迎える小・中・高校などについて、当初は全国一斉の臨時休校は考えていないと述べ、国から休校要請はしない考えを示されていましたが、自治体による地域一斉の臨時休校については、学

習への影響などを考慮して、慎重に検討すべきだとの考えを示されました。

ただ、感染力の強いデルタ株の広がり、子どもたちの感染も増えており、短時間で感染の有無が判定できる抗原検査キットを小中学校などで活用してもらい、新たな対策も明らかにされました。

抗原検査キットについては、12番議員、13番議員の方からの質問内容で分かりましたが、学校の安心安全のため、検査実施体制の整備や検体採取の手法であったり、検査結果が陽性だった場合、また、陰性だった場合の対応など、示されたものがあるのでしょうか。あるならば、その内容をお伺いしたいと思います。

○議長（半田雄三君） 教育課長。

○教育課長（則松秀樹君） 文部科学省から示されました「小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き」というものがございますので、今御質問いただきました点につきまして、簡単に御説明を差し上げたいと思います。

まず、検査実施体制の整備につきましては、学校医や医療機関等と連携し、検査の実施前、実施後の手順をあらかじめ決めておく。そして、特定の教職員に過度な負担がかからないよう、あらかじめ役割分担を行い、体制を整えておく。検査の実施については、あくまでも教職員の意思によって行われるものであって、強制することがないようにということは、これは一般質問、今まで答弁しましたように、メインとしては教職員が検査するものだというところが捉えておるといふふうに御理解をいただきと思います。

検体採取の手法でございます。

小学校及び中学校等において、鼻腔検体、鼻の中から検体採取棒を突っ込みまして、検体を採取する方法ですが、鼻腔検体を被検者、実際に感染が疑われる者が自ら採取することになるというふうに示されております。

鼻腔検体については、被検者本人以外の者が立ち会った上で、本人が検体を採取することが可能であると、立ち会う者につきましては、医師・看護師等の医療従事者であることが望ましいですが、医療従事者の立会いが困難な場合には、医療機関と連携し、医師による診療・診断を行うことができる体制を構築した上で、キットによる検査に関する研修を受講した教職員が立ち会うというふうに、具体的に示されておるところでございます。

次に、検査結果が陽性だった場合につきましては、当該陽性判明者は帰宅をし、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行うものとされておると、検査結果が陽性だった教職員については、医療機関を必ず受診するよう促すというふうになっております。要は簡易検査ですので、ちゃんとした検査を受けなさいということになっております。

また、陰性だった場合ですが、この陰性だった場合でも、特に検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となるということがあるので、速やかに帰宅・療養させて、医療機関の受診または症状が軽快するまでは自宅待機と、これは発熱等の自

覚症状がある場合で陰性だった場合ということですので、やはりこれも医療機関を受けなさいということ为原则とされているというふうに御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 的確な検査の下で、対処をされてほしいというふうに思っております。

朝倉市のコロナウイルス感染予防対策について、市長が防災無線で市民の皆さんに配信されておりました。

教育委員会として、学校は子どもたちに対して、どのような感染予防対策を考えているか、お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 繰り返しになるかもしれませんが、学校における対策のほうを述べさせていただきます。

出校時におけるマスクの着用、朝の健康観察時の検温と体調確認、手洗い、消毒、換気などを、学校における新型コロナウイルス感染性に関する衛生管理マニュアルなどにに基づき徹底しております。

感染リスクの高い活動、音楽の授業などの集団活動や部活動などですけれども、これは、マニュアル等に基づき細心の注意を行いながら実施しております。

このほか、中学校の部活動にあつては、8月8日より公式大会参加以外の練習を9月12日まで禁止としております。

さらに、新学期を迎えておりますが、分散登校や時間短縮登校などに取り組むこととしております。

分散登校とは、簡単に説明しますと、大規模校であつて、1つの教室を目安として20名以下となるように、2つのグループに分け、Aグループが午前中登校し、給食を取ってから下校し、その後にBグループが登校する。次の日は、Bグループが午前中でAグループが午後というように分散させるものであります。

時間短縮は、1つの教室を2つに分ける必要がない。1クラスおおむね20名以下の学校が対象となりますが、全校生徒が午前中登校し、給食を取ってから下校するというものであります。

また、中学校では9月12日までに運動会が予定されておりましたが、それを中止ではなく延期し、さらに運動会の練習も9月12日までは禁止としております。

こうすることで3密の回避を図りつつ、学校が果たすべき役割である学びの保障のにならず、児童生徒の心身の影響等にも対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 学校現場では、いろんな難しいことも生じてくるかと思いますが、子どもたちが安全で、そして、安心して学べる環境づくりをしていただけますようお願いいたします。

それでは、続きまして、4番の子どもたちの学校通学路についてお尋ねいたします。

学校内では、いろんな対策要領がなされているため、不審者侵入対策等は各学校で取られているので安全かもしれませんが、子どもたちの登下校、通学路の対策が十分であるかといえば、心配なところばかりです。

最近では、6月、千葉県八街市で下校中の小学生の列に大型車が突っ込み2名死亡、3名が重症を負う痛ましい事故が発生しました。

事故現場付近は、センターラインも路側帯もない、舗装路であったそうです。

私の地元、三奈木地区の小学校、中学校の通学路も路側帯はほとんどなく、普通乗用車であれば、擦れ違える広さがありますが、大型車が通れば、どちらかが停車して離合しなければならぬところも多数あります。また、片方には水路が通っていて、水路には蓋もかぶさっていない状態です。

以前は、小学校1年生児が登校中、水路に落ち込んでいたと聞きます。このような危険な通学路の箇所が、他の地域でも多数あるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。

朝倉市の学校の通学路の点検、確認はどのようにされていますでしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 通学路の安全点検についてでございますが、例年、危険箇所の点検は全地区を対象として、各校区の保護者会から危険箇所と防犯上の課題箇所について、それぞれの学校に報告を上げていただき、それを5月末に教育課で集約し、主に夏季休業期間を利用して、警察、道路管理者、朝倉市教育委員会、学校の4者、もしくは地域代表も含めた5者で現地確認を行うこととしております。

現地確認自体は、市内を東部、中南部、北東部の3地区に分けて実施しており、各地区3年に1回の頻度となります。併せて、学校からの報告を毎年受けており、緊急性の高い案件があれば、随時現地確認を行うようにしているところであります。以上です。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 国からの点検通知とかはないのでしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 国からの点検通知についてでございますが、まず八街市の関係での通知です。

これは、令和3年7月9日付で文部科学省より都道府県に対し、通学路における合同点検の実施についてが発出されており、その後、7月12日付で福岡県から市町村に対し、同様の依頼が行われております。

その後、8月10日付で、9月末までの第1次点検結果報告を求められているところであり
ます。以上です。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 危険箇所についてはどのように対応し、対策されていますでし
ょうか。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 課題の改善につきましては、現地調査の後に、警察、道路管
理者、朝倉市教育委員会で協議を行い、道路管理者で、その改善等について検討されるこ
とになっております。

管理者にあつては、予算や技術的課題、地域との調整などもあるため、全てが速やかに
とはいかないところですが、可能な範囲で順次対応を進めているところです。以上でござ
います。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 事故が起きてからでは遅いので、危険箇所については、子どもた
ちの登下校、通学路については、特に安心安全な通行ができる対策をお願いいたします。

続きまして、5番、学校における避難訓練についてお尋ねいたします。

近年、記録的な豪雨により、洪水や土砂災害を引き起こす大雨や強雨の回数も増加して
います。

学校の3割が浸水想定区域や土砂災害警戒区域であると聞いております。

ここ数年、洪水や土砂崩れなどによる災害が想定されている学校もあるのかなと思いま
す。

いろんな避難訓練がされてあると思いますが、自然災害に関しては、水防法と土砂災害
法に規定があり、学校は要配慮者利用施設の一つの位置づけとされていると思います。

そこで、お尋ねいたします。

朝倉市においては、各学校、ハード面、ソフト面あると思いますが、どのような避難訓
練をされているのでしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 忘れられない災害を経験した本市において、災害教育はとて
も大切な生活の根幹をなす教育内容でございます。

将来、児童生徒がこの朝倉を大切に思う心情を育むために、朝倉で安心して暮らすため
に、災害から身を守る知識やスキルを身につけることができるよう図っております。

国は、災害安全等にかかる安全教育として、火災、地震、津波、風水害、弾道ミサイル
などを主な災害として取組を進めております。

本市は、特に、風水害に対して地域の特徴に合わせて洪水や土砂災害に関する取組を行
っております。

川沿いや低地に校区がある学校は洪水に対する避難訓練を、山際にある学校は土砂災害避難訓練を行っております。

避難訓練は、消防署や市役所の防災交通課から来てもらい、専門的見地から指導をしてもらうケースもあります。

各小中学校は災害対応マニュアルを作成しており、年度初めや避難訓練を行う前に内容の確認を行っております。以上です。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 小学校、中学校、学年によって訓練の内容が違うのでしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 避難訓練は、危険回避という観点から実施しております。

洪水なら垂直避難、土砂災害なら土砂が来ない場所に移動するなどとなります。したがって、避難の仕方が学年で異なるのではなく、教室の場所が1階なのか2階なのか、斜面側か運動場側かといった空間によって、避難の仕方が違ってまいります。

小学校、中学校とも教師による引率、避難者の確認を取って報告という流れで、訓練を実施しております。以上です。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） それは、小学校、中学校、全部一緒というふうなことで、認識してよろしいでしょうか。

○議長（半田雄三君） 筆頭主幹参事。

○教育課筆頭主幹参事（朝妻浩慶君） もちろん体力的な格差というものが、小学校1年生から中学3年生まではございますので、そういったことには配慮いたしますとともに、教職員の子もたちの誘導の在り方とかいうことに関しては、低学年になればなるほど、より細やかに指導をしているところです。

また、先ほどの部長のほうの説明もございましたけれども、やはり体力の差から垂直避難であるとか、遠いところへの避難とかいうものも考えていかなければいけませんので、学校の状況、個別の状況に応じまして、対応を図っていけるように、細やかに訓練を行っているところでございます。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） 有事の際、自分の命は自分で守って、1人でも犠牲者が出ないような行動の取れる訓練であってほしいというふうに思っております。

では、最後になりましたが、6番、SDGs教育の取組についてお尋ねをいたします。

SDGs、皆さん御存じのとおり、持続可能な開発目標の略称です。

2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が、2015年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。17のゴールと169のターゲットからなります。

持続可能な社会の実現に向け、企業だけでなく、SDG sに取り組む学校が増えていると聞きます。

学校でSDG sに関連する知識を身につける上では、環境・エネルギー教育の一環として捉えるのはもちろん、社会科での食料自給率から貧困、資源など、また、理科では気候変動などの教科学習と関連づけるほか、総合的な学習の時間では、教科と結びつきにくいジェンダーや健康、福祉といったテーマを取り上げることもできるのではないのでしょうか。

世界の問題を自分ごととして捉え、持続可能な社会に向けて、自分たちができることを表現する力を身につけ、社会のビジネスに関連していくのではないのでしょうか。

社会につながることは、子どもに広い視野や新しい観点から物事を考えさせるきっかけにもなると思われまます。

そこで、学校現場でSDG sに結びつく教育はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（池田篤二君） 議員が述べられましたように、教育の中で、SDG sの概念に触れることは非常に重要なことであると認識しております。

今回、改訂された学習指導要領の前文には、「自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにする」と明記されております。

実際のところ、学習指導要領においてSDG sの記述はありませんが、17項目の概念は全ての教科領域に関連しております。また、教科書は直接記述があるものもあり、積極的に取り組んでいるところでもあります。

例えば、社会、理科、総合での環境教育で水資源やエネルギーの大切さ、ごみの減量化、CO₂による気候変動を学び、自分にできることを考える学習、農業や水産業など、食料生活に関わる学習や残食を減らそうとする食育、野菜づくりや稲作体験などの農業体験、平和学習や人権同和教育、福祉教育で、人権にかかる教育などがあります。

持続可能な社会を目指す新たな観点からも、これまで取り組んできた教育活動の一層の充実を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（半田雄三君） 3番北川議員。

○3番（北川清文君） SDG sで重視するのは、問題提起にとどまるのではなく、一人一人が実際に行動を起こし、成果を上げることではないのでしょうか。

主体性を大切に、一人でも取り残さない。SDG s 17の目標を総合的・教育的に取り組む姿勢が大切なのではないかと思えます。

私は、SDG sは今すぐ答えが出るものではないからこそ、いろんなことを調べ、アイデアを出し、考えていく必要性を感じる。そこがSDG sに取り組むすばらしいところで

はないかと思えます。答弁は結構でございます。

今後、持続可能な社会の創り手になる子どもたちを育成していくためにも、小学校、中学校の教育現場につながるような対応をよろしくお願いいたします。

これもちまして、私の全ての一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（半田雄三君） 3番北川清文議員の質問は終わりました。

以上で、通告による一般質問は終わりました。これにて一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。11時に再開いたします。

午前10時48分休憩